

【医療的ケアを必要とする児童の通所について】

概要

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、医療的ケア児に対する支援の充実を図るため、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、看護職員を配置して医療的ケアを必要とする児童を支援したときの報酬について見直しが行われました。

医療的ケアを必要とする 18 歳未満のお子さんが、児童発達支援及び放課後等デイサービス、短期入所の利用を希望する場合、利用する事業所によっては必要な医療的ケアや、見守りの必要性等を「医療的ケア判定スコア」で主治医に判断してもらい、申請時にそのスコアの提出が必要になる場合があります。

また、令和6年度の報酬改定により送迎加算等について見直しがあり、子どもの医療濃度等も踏まえての評価に変更されました。利用する事業所によって「判定スコア」の提出が必要になる場合があります。

○医療的ケアとは

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける「医療的ケア」とは、医療的ケア判定スコア表に規定する 14 類型の医療行為を指します。

○医療的ケア判定スコアとは

医療的ケア児の医療濃度を計るためのスコアのことです。医療的ケアの各項目ごとに、「基本スコア」と「見守りスコア」の2つの構成となっており、これらの点数を合算したスコアを指します。

・**基本スコア**

医療行為の該当の有無についての評価であり、保護者や医師、看護職員等への聞き取り等により事業所で判断することが可能です。

・**見守りスコア**

医療的ケアを実施するまでのリスクについて、医療的ケアに係るトラブルが命にかかわるか、主介護者による回復が容易かどうかの評価するものです。医師による判定が必要です。

【判定する医師】

「見守りスコア」を判定する医師は、当該児童が日頃から診察を受けている医師（いわゆる主治医）です。医療的ケア児には、大学病院等と地域の診療所の両方を受診している場合もありますが、そのような場合はどちらの医師が判定をしても良いものとされています。

医療的ケア判定スコアが必要になるとき

以下のいずれかに該当する場合、医療的ケア区分の判定が必要になります。

- ①利用児童の主な対象が重症心身障害児の事業所であって、より手厚い看護師等の配置を行うために「看護職員加配加算」を算定する事業所を利用する場合
- ②上記①ではない事業所で、事業所独自に看護師等を配置するなどして医療的ケアを提供できるようしている事業所を利用する場合
- ③医療的ケア区分の支給決定を前提とした加算（送迎加算、入浴加算）を算定する事業所を利用する場合

この医療的ケア区分の決定を受けるためには、保護者の方から主治医（日頃からお子さんを診察している医師）宛てに、「医療的ケアスコア表」の作成をお願いしていただく必要があります（※作成に係る各医療機関が定める文書料は、保護者負担となりますのでご了承ください。）。

医療的ケア区分

医療的ケア区分は、判定スコアに応じて（＝医療濃度）に応じて、医療的ケア区分の判定がされ、受給者証に医療的 ケア区分が印字されます。

医療的ケア区分	医療的ケア判定スコア
3	32点以上
2	16点以上
1	3点以上
なし	-

申請について

毎月20日（土日祝日などの場合は前開序日）まで

期限までに申請いただいた場合、翌月から有効な通所受給者証を発行します。

更新について

- ・このスコアは12カ月に一度、確認が必要です。医療的ケア区分の認定が引き続き必要な場合は、通所受給者証の更新の際に合わせてご提出ください。
- ・初回判定時と判定結果が変わらない場合に、「更新判定（2回目記入欄）」に日時や氏名等を医師が記入することで、再確認を行ったものとします。
- ・医療機関が変わるのは、新しい用紙で新判定スコアを用意してください。
- ・新判定スコアのコピーをご利用の事業所にもご提出ください。また、ご自宅でもコピーを保管してください。